基準点から一四八度一五分一五秒
二一五・八一八メートルの地点　一号
標柱一号から二〇二度〇七分一七秒
五〇七・四六九メートルの地点　二号
標柱二号から一八六度四七分〇〇秒
二三二・二三一メートルの地点　三号
標柱三号から一九七度四〇分三三秒
四四七・七四六メートルの地点　四号
標柱四号から一四七度一九分四八秒
二三一・二八一メートルの地点　五号
標柱五号から一七八度二八分二六秒
六九一・〇七一メートルの地点　六号
標柱六号から二六八度二八分二五秒
四〇〇・〇〇〇メートルの地点　七号
標柱七号から三五八度二八分二五秒
六二七・〇六八メートルの地点　八号
標柱八号から二六二度四三分一〇秒
三一〇・七七九メートルの地点　九号
標柱九号から三五二度四三分一一秒
四〇〇・〇〇一メートルの地点　十号
標柱十号から八二度四三分一一秒
二五二・七六一メートルの地点　十一号
標柱十一号から一七度四〇分三三秒
四一一・〇三一メートルの地点　十二号
標柱十二号から六度四六分六〇秒
二四七・九五六メートルの地点　十三号
標柱十三号から二二度〇七分一七秒
五六一・三三一メートルの地点　十四号

○北陸地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月二十三日

北陸地方整備局長　橋場　克司

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年北陸地方整備局告示第二十八号長岡都市計画道路事業三・四・四十三号槇山町亀貝線
三　事業施行期間　自平成十八年十一月七日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の一部の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十三日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　業務の一部を廃止した者の名称
財団法人兵庫県住宅建築総合センター
二　業務の一部を廃止した者の住所
兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
三　業務の一部を廃止した者の登録番号
近畿地方整備局長登録第五号
四　廃止した評価の業務の範囲
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第二号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号から第三号までに定める区分及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第三号に掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第三号に定める区分
五　廃止した年月日
平成二十五年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百二十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十三日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
近畿地方整備局長　24
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社総合確認検査機構
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	島﨑　悠
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十五年四月四日

○近畿地方整備局告示第百二十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十三日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
近畿地方整備局長　19
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社Ｉ－ＰＥＣ
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	湯本　佳代
変更後	—

(2)　変更年月日
平成二十五年三月三十一日

○近畿地方整備局告示第百二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月二十三日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　登録番号
近畿地方整備局長　9
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社技研
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	辻尾　玲奈、井辻　菜摘

(2)　変更年月日
平成二十五年四月五日